

第 1 章

調査概要

1. 調査の目的

大田区地域福祉計画（平成 31（2019）年度～平成 35（2023）年度）の策定の基礎資料とするために、大田区に居住する 18 歳以上の区民の方とともに、地域福祉の担い手である自治会・町会、民生委員児童委員、ボランティア団体・NPOを対象に、生活の状況や活動状況、地域福祉の考え方、区の保健福祉施策に対する意見・意向を把握することを目的に実施した。

2. 調査種類・調査対象

調査名	調査対象
区民(18～64 歳)調査	調査基準日現在、大田区に住民登録のある 18～64 歳の区民（無作為抽出）
区民(65 歳以上)調査	調査基準日現在、大田区に住民登録のある 65 歳以上の区民（無作為抽出）
地域福祉組織・団体調査	自治会・町会、ボランティア団体・NPO（主に大田区内で活動している地域福祉組織・団体を対象）
民生委員児童委員調査	民生委員児童委員

3. 調査内容

(1) 区民調査

調査項目	18～64 歳区民調査	65 歳以上区民調査
対象者属性、家族・居住の状況、就労状況	問1、問2、問3、問4、問5、問6、問7、問7-1、問8、問9、問10、問11、問11-1	問1、問2、問3、問4、問5、問6、問7、問8、問9、問9-1、問14、問14-1
日常生活の課題について	問12、問13、問14、問15	問10、問11、問12、問13、問13-1
高齢者の社会参加、生きがいについて		問15、問16、問17、問17-1、問18、問18-1、問19、問19-1
ご近所・地域について	問16、問16-1、問17、問17-1、問18、問19、問20、問20-1、問20-2、問20-3、問21、問21-1、問21-2、問21-3、問22、問22-1、問22-2、問22-3、問22-4、問23	問20、問20-1、問21、問21-1、問22、問23、問26、問26-1、問26-2、問26-3、問27、問27-1、問27-2、問27-3、問27-4、問28
子育て支援・障がい者の自立支援について	問24、問24-1、問25	問24、問25
将来の生活、成年後見制度について	問26、問27、問28、問29	問29、問30、問31
防災について	問30、問31、問31-1、問32	問32、問33、問33-1、問34、問35、問36、問37
社会福祉協議会について	問33、問33-1	
地域での課題解決や福祉の向上について	問34、問35、	問38、問39

(2) 地域福祉組織・団体、民生委員児童委員調査

- ① 地域福祉組織・団体の概要、民生委員児童委員の概要
- ② 活動の状況
- ③ 活動充実のために必要なこと
- ④ 地域福祉活動の活性化に必要なことについて

4. 調査方法・時期

調査方法：郵送による調査（お礼兼督促ハガキの発送1回）

調査期間：平成29年8月28日（月）～平成29年9月29日（金）（調査基準日：平成29年9月1日）

5. 回収結果

調査名	調査対象数	有効回答数	有効回答率
区民(18～64歳)調査	2,500	900	36.0%
区民(65歳以上)調査	2,500	※1,525	61.0%
地域福祉組織・団体調査	606	372	61.4%
民生委員児童委員調査	450	407	90.4%
合計	6,056	3,204	

※1,525件のうち2件は調査基準日時点で大田区外に転出と回答しているため、集計では1,523件が基数となる。

6. 調査結果の分析を読む際の注意点

(1) 分析文やグラフなどにおいて、「18～64 歳区民調査」の回答者を「18～64 歳」、「65 歳以上区民調査」の回答者を「65 歳以上」と表記する。

また、就労形態を雇用形態で分類し、「正社員・正職員」を「正規雇用」、「派遣・契約社員」「パートタイム・アルバイト」「内職」をまとめて「非正規雇用」と表記している。

(2) 分析文やグラフなどで「大森地域」「調布地域」「蒲田地域」「糀谷・羽田地域」の表記があるが、これは区内 59 地点を下記のように区分したものである。

大森地域	大森東 大森中 大森西 大森北 大森本町 平和島 昭和島 山王 東馬込 南馬込 中馬込 西馬込 北馬込 中央 池上 城南島 京浜島 東海
調布地域	東嶺町 西嶺町 北嶺町 田園調布南 田園調布本町 田園調布 雪谷大塚町 鶉の木 千鳥 南久が原 久が原 南千束 北千束 石川町 仲池上 東雪谷 南雪谷 上池台
蒲田地域	東六郷 西六郷 南六郷 仲六郷 下丸子 矢口 東矢口 多摩川 東蒲田 南蒲田 西蒲田 蒲田 蒲田本町 新蒲田
糀谷・羽田地域	大森南 東糀谷 西糀谷 北糀谷 羽田旭町 羽田 本羽田 羽田空港 萩中

(3) グラフにおいて、選択肢が多いなどすべての項目や数値を表記することが困難な場合は、分析に支障がないと判断した項目や数値を省略しているものがある。

(4) 基数となるべき実数 n は、質問に対する無回答を含む集計対象総数で、割合算出の基準である。

(5) 割合は百分率 (%) で小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで表示している。ただし、複数回答の設問では、各選択肢の割合の合計は 100.0%を超えることがある。

(6) 「第 5 章 単純集計結果」は、「18～64 歳区民調査」の設問順を基準にとりまとめている。

(7) 標本数が少ないほど誤差範囲が大きくなることから、クロス集計で「10 人未満」の階層は分析の対象外としている。